

史跡大峯奥駈道保存活用計画策定業務（第 1 年次） 仕様書

1. 委託業務名称

史跡大峯奥駈道保存活用計画策定業務（第 1 年次）

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日まで

3. 業務の目的

本仕様書は、下北山村が行う国指定史跡大峯奥駈道の保存活用計画（以下、「本計画」という。）の策定業務委託について規定したものである。なお、本計画の策定は 2 ヶ年に分けて行うものとし、本年度はその第 1 年次とする。

本業務は、これまでの各種調査等の成果、文化庁及び県の指導、地元住民及び地権者の意向のほか、「史跡大峯奥駈道保存整備検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）における議論等を反映させて、本計画を策定する。なお、策定にあたっては文化庁が示す『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』及び『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』を基本とするとともに、文化庁が指導する最新の標準構成に基づき計画を策定するものとする。

4. 業務対象範囲

本業務の対象とする範囲は、奈良県吉野郡下北山村前鬼ほかに所在する大峯奥駈道の史跡指定範囲及びその周辺。

5. 業務内容

本計画は、これまで行われてきた史跡大峯奥駈道に関する調査の成果や資料等を基本として、本計画を策定するために次の業務を行う。

- ① オリエンテーション(仕様、進め方、納品物、提出書類等の確認)
- ② 打合せ協議(方針、内容の決定)
- ③ 原稿作成(保存活用計画(案)原稿の作成、第 1 年次分)
- ④ 検討委員会の開催に係る事前協議(検討委員会の進め方、作成資料の確認、3 回)
- ⑤ 検討委員会議資料の作成及び議事録の作成（3 回）
- ⑥ 検討委員会議出席（3 回）
- ⑦ 提出書類等作成

各業務の詳細は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務を円滑かつ効果的に進めるため、既存資料の収集や関係機関・関係者へのヒアリング、作業手順の確認、体制の検討など作業前に計画準備を整えること。

(2) 現地踏査

現地踏査については、業務対象範囲内に所在する史跡及び史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の現況と課題の確認作業を行う。作業内容は業務対象範囲を踏査し、それぞれの構成要素の現況の記録（危険箇所及び変状箇所など保存管理上課題となる箇所の状態の確認、記録写真の撮影ほか）である。なお、基本とする地形図は発注者が提供する既存図を使用するものとする。

(3) 保存活用計画の策定

第 1 年次は、これまで実施されてきた調査の成果や資料の整理を行い、下記内容の①から⑥についての検討を行い、まとめるものとする。

なお、⑦から⑩については第 2 年次の作業とする。

- ① 計画策定の沿革・目的の整理
- ② 史跡周辺の概要の整理
- ③ 史跡の概要の整理
- ④ 史跡の本質的価値の検討
- ⑤ 大綱（基本方針）
- ⑥ 保存(保存管理)の検討
- ⑦ 活用の検討
- ⑧ 調査の検討
- ⑨ 整備の検討
- ⑩ 運営・体制の整備の検討
- ⑪ 実施計画の検討
- ⑫ 経過観察の検討

※ ⑦～⑫は第 2 年次の作業

(4) 検討委員会資料の作成

ア．検討委員会の開催に必要な協議資料の作成補助を行う。

イ．検討委員会の開催にあたり会議の記録を作成する。

(5) 成果品の作成

上記の結果をとりまとめ、下記のものを成果品として作成する。

ア．保存活用計画(案)原稿（第 1 年次分）

イ．上記の電子データ(CD-R または DVD)

ウ．検討委員会議事録

エ．打合せ記録簿

(6) 打合せ協議等について

本事業に係る打合せ協議等については、協議３回とする。

6. 提出書類

(1) 業務委託着手時に提出する書類

ア．業務着手届

イ．業務工程表

ウ．管理技術者届

(2) 業務委託完了時に提出する書類

ア．業務完了届

イ．納品書

(3) 検査完了時に提出する書類

ア．引き渡し書

イ．請求書

7. 成果品

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 保存活用計画(案)原稿（第１年次分） | ２部 |
| (2) 上記の電子データ(CD-R または DVD) | ２部 |
| (3) 検討委員会議事録 | １式 |
| (4) 打合せ記録簿 | １式 |

8. 納入場所

下北山村教育委員会事務局

9. その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に進めるため、本村と十分に打合せを行うこと。
- (2) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本村と協議すること。
- (3) 本業務の内容については機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与しないこと。